

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 安平町介護保険第1号被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した第1号被保険者の方及び生計維持者の収入が減少した世帯に属する第1号被保険者の方で次の要件に該当する場合は、介護保険料が減免となります。

要件【①②のいずれかに該当する方】

- ① 感染症により、生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第1号被保険者の方
 - ② 感染症により、生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる世帯に属する第1号被保険者の方
- ※②に該当する場合は、次の i 及び ii に該当すること。
- i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3であること。
 - ii 減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得額が400万円以下であること。

減免額

- ①に該当する方 全額免除
- ②に該当する方 一部免除（対象保険料額に減免割りをかけた金額）

②に該当する減免額算定基準

【対象保険料額 = $A \times B / C$ 】

A：当該第1号被保険者の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

【減免割合】

200万円以下の場合…10 / 10

200万円超の場合 …10 / 8

※事業の廃止や失業の場合は、前年の所得にかかわらず対象期間の保険料が全額免除となります。

申請方法

介護保険料減免・徴収猶予申請書に下記の添付書類を添えて提出してください。

- ①に該当する方 医師の診断書等の写し
- ②に該当する方 収入の減少を証明できるもの（令和2年2月以降の収入を証明する書類と比較できる前年の収入を証明する書類【例：給与明細書、帳簿など】）

減免となる保険料の対象期間

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納付期限が設定されている保険料

徴収済みの保険料について

対象期間の保険料で徴収済みのものは、保険料の再計算を行った後、お返しします。

申請先・問合せ

健康福祉課国保・介護グループ ☎ 7072

国税局 税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

2020年度の採用試験の概要は、次の通りです。

受験資格 高卒見込みの者及び高卒後3年を経過していない者

申込受付期間

(1)インターネット 6月22日(月)～7月1日(水)

申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

(2)インターネット申込みができない場合 第1次試験地を管轄する人事院地方事務局にお問い合わせください。

※人事院北海道事務局 〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目 ☎ 011-241-1248

第1次試験実施日【基礎能力試験、適正試験、作文試験】 9月6日(日)

問合せ 札幌国税局人事第2課採用担当 (☎ 011-231-5011 内線 2315) または最寄りの税務署(総務課)